

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第5区分  
 【発行日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【公開番号】特開2005-226217(P2005-226217A)  
 【公開日】平成17年8月25日(2005.8.25)  
 【年通号数】公開・登録公報2005-033  
 【出願番号】特願2005-33926(P2005-33926)  
 【国際特許分類】

**A 4 1 D 13/00 (2006.01)**

**A 4 1 D 1/08 (2006.01)**

【F I】

A 4 1 D 13/00 G

A 4 1 D 1/08 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月16日(2006.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの弾性素子(20)を有して成る、身体の一部に着用される衣服であって、

前記少なくとも1つの弾性素子(20)が、少なくとも第1部分に配され、前記身体の一部において前記第1部分に対向する第2部分は基本的に弾性素子を有さず、

前記身体の一部の第1の方向に向けた第1の動作による弾性伸びによりエネルギーを蓄積し、前記身体の一部の反対方向に向けた第2の動作において、前記エネルギーを放出することにより、前記身体の一部の第2の動作を支援することを特徴とする衣服(10)。

【請求項2】

着用時、前記少なくとも1つの弾性素子(20)が実質的に大腿部(25)の背面に配され、該大腿部(25)の前面領域には実質的に配されないことを特徴とする請求項1記載の衣服(10)。

【請求項3】

前記少なくとも1つの弾性素子(20)が前記大腿部に略並行に延びていることを特徴とする請求項2記載の衣服(10)。

【請求項4】

前記少なくとも1つの弾性素子(20)が前記大腿部の背面において略対角線状に延びて成ることを特徴とする請求項2記載の衣服(10)。

【請求項5】

幾つかの弾性素子(20)が前記大腿部の背面において交差して成ることを特徴とする請求項4記載の衣服(10)。

【請求項6】

前記弾性素子(20)が下端部に膝の直上部において脚を包囲する下部締結部(24)を有して成ることを特徴とする請求項2～5いずれか1項記載の衣服(10)。

【請求項7】

前記弾性素子(20)が上端部に前記大腿部の上部において前記身体の一部を包囲する上部締結部(26)を有して成ることを特徴とする請求項2～6いずれか1項

記載の衣服(10)。

【請求項8】

前記少なくとも1つの弾性素子(20)が、弾性バンド(20)から成っていることを特徴とする請求項1～7いずれか1項記載の衣服(10)。

【請求項9】

前記弾性バンド(20)が繊維材料(15)の上に配されて成ることを特徴とする請求項8記載の衣服(10)。

【請求項10】

前記弾性バンド(20)が前記繊維材料(15)に接着および/または縫着および/または注入されて成ることを特徴とする請求項9記載の衣服(10)。

【請求項11】

前記弾性バンド(20)が1mm未満の厚さを有して成ることを特徴とする請求項8～10いずれか1項記載の衣服(10)。

【請求項12】

前記弾性バンド(20)が1cm～5cmの幅を有して成ることを特徴とする請求項8～11いずれか1項記載の衣服(10)。

【請求項13】

前記弾性バンド(20)の前記厚さおよび幅が長手方向に沿って変化していることを特徴とする請求項8～12いずれか1項記載の衣服(10)。

【請求項14】

前記弾性バンド(20)が最大100%伸張可能であることを特徴とする請求項8～13いずれか1項記載の衣服(10)。

【請求項15】

前記弾性バンド(20)により、標準伸張試験における100%伸張時に5N～50Nの復元力が得られることを特徴とする請求項14記載の衣服(10)。

【請求項16】

前記弾性バンド(20)が熱可塑性ポリマーから成っていることを特徴とする請求項8～15いずれか1項記載の衣服(10)。